

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和6年3月26日

事業所名 児童発達支援ふじのみ園

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	6	2	・クラスの活動内容によって連携を取りながら、遊戯室を有効に活用している。	・2つのクラスの活動が重ならないように工夫し、遊戯室を有効活用することで、活動スペースを確保する。
	2 職員の配置数は適切である	7	1	・保育者の欠席が重なる時は人手が足りないと感じる時がある。 ・子どもの実態によって保育者が関わる頻度に違いが出る場合がある。	・利用園児の安心安全を確保することを最優先にし、令和6年度は常勤職員を1名増員するとともに、必要な時に非常勤の職員を配置するよう努める。
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	8	0	・子どもたちがわかりやすく活動ができるように、場所の構造化、スケジュールの視覚化(時間の構造化)、作業の手順の明確化(作業の構造化)を行っている。	・子どもにとって活動に見通しが持てるよう、場の構造化・時間の構造化などを工夫する。 ・一人一人の園児のコミュニケーション能力を高めるために、視覚的支援を適切に使いながら、伝わる方法を工夫する。
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	8	0	・毎日消毒、清掃を行って清潔を保つようしている。	・清潔で安全に過ごせる生活空間となるよう、午前・午後の2回消毒や清掃を行う。
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	8	0	・全員で話しあうようにしている。	・年度頭書に業務改善目標を設定し、月1回の職員会議において可能な範囲で振り返りを行い、改善している。
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	8	0	・年度末に保護者の評価を実施し、その結果と改善点をホームページで公表している。	・年度末に保護者の評価を実施し、その結果と改善点をホームページで公表する。
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	8	0	・年度末に事業所職員による自己評価を実施し、その結果と改善内容をホームページで公表している。	・年度末に事業所職員による自己評価を実施し、その結果と改善内容をホームページで公表する。
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	5	3	・第三者委員会による外部評価は実施していない。	・保護者による評価と職員による自己評価を実施していることから、第三者による外部評価は実施しない。
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	8	0	・発達協会のウェビナー研修及び園長のミニ研修により研修機会を確保している。	・発達協会のウェビナー研修をそれぞれの職員が3回以上受講するよう年間の計画をたてて実施することにより、職員のスキルアップを図る。 ・職員会議の後にミニ研修を実施し、障害のある子への支援について共通理解を図る。
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	8	0	・K式発達検査やKIDS検査を適宜実施し、アセスメントを行うとともに、園独自の状況書を使って多面的なアセスメントを行っている。	・これまでのK式発達検査やKIDS検査に加え、子どもによっては運動発達検査やSM社会生活能力検査を取入れ、より多面的なアセスメントができるようにする。
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	8	0	・K式発達検査やKIDS検査を実施している。	・これまでのK式発達検査やKIDS検査に加え、子どもによっては運動発達検査やSM社会生活能力検査を取入れ、より多面的なアセスメントができるようにする。
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」、「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	8	0	・園児一人一人のアセスメントをもとに、少しがんばればたっせでできるような目標を設定し、年間2回個別支援計画を作成し、より具体的な支援内容を記述することで、保護者もイメージしやすく職員間でも分かりやすい計画にするよう努めている。	・多面的なアセスメントをもとに、園児一人一人の発達課題を明確にし、支援内容が偏らないように配慮しながら、個別支援計画を年間2回作成し、より具体的な支援内容を明確にしてチームで支援を行う。
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	8	0	・週案を作成するとき、支援計画の内容を取り入れている。	・一人一人の個別支援計画に示された目標や支援内容を参考にしながら、一人一人の実態に即した視覚支援や言葉かけ、身体的支援など具体的な支援を行う。
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	8	0	・週替わりで担当が交代で立てている。 ・担任間で相談して立案している。	・活動の週案は担当を決めて作成するが、個別支援計画の支援内容を参考にしながらクラスチーフと相談しながら、作成することとする。
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	8	0	・週替わりで担当が交代で立てている。 ・担任間で相談して立案している。	・活動の週案は担当を決めて作成するが、個別支援計画の支援内容を参考にしながらクラスチーフと相談しながら、作成することとする。
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	8	0	・活動の週案作成において、グループで取り組む活動と個別課題に取り組む活動を混ぜながら計画をたてている。	・グループ療育を基本としながらも、手指あそびやシールはり遊び、自立課題などを適宜計画に入れながら、活動をすすめる。
	17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	8	0	・活動ごとにその内容や支援の役割分担を朝の段階で打合せしながらすすめている。	・活動をすすめるにあたって、配慮すべき事柄や必要な支援、役割分担を職員間で朝十分共通理解を図って一日をスタートする。
	18 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	8	0		・活動が終わった後、クラス担任間で適宜振り返りを行うとともに、保育日誌に活動の様子や反省等を記録する。
	19 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	8	0		・活動が終わった後、クラス担任間で適宜振り返りを行うとともに、保育日誌に活動の様子や反省等を記録する。
20 定期的なモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	8	0		・保育日誌に記録した活動の様子をもとに、一人一人を評価し、後期の支援計画を見直すようにする。その際、クラス担任及び児童発達支援管理責任者によって協議を行って支援計画の見直しをする。	

関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	8	0	・園長、担任、主任が状況に合わせて参加。	・状況に合わせて、担任・主任・園長が参加するようにする。
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	8	0	・担当者間で情報を共有しあい支援を行っている。	・保健センター保健師、家庭支援課担当者、相談支援事業所相談支援専門員と情報連携を図り、子どもの支援だけでなく家庭支援も行っていく。
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	5	3		・毎月囁託医やST・OTと連携し、発達相談や子どもの支援への助言を受けながら、保護者支援とより専門的な支援の確保に努める。
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	5	3		・囁託医による健診の場を、一人につき年間2回確保し、発達評価や発達相談の機会とする。
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	8	0		・保育所や幼稚園、他の児童発達支援事業所などと併用している園児については、併用先との情報共有を図るための支援会議を開催したり、就学に向けた移行支援会議に参加したりして、情報連携をすすめる。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	8	0	・見学や体験等に一緒に参加し情報を共有する。 ・連絡会や一日中が苦闘に向けての事前の情報共有を行っている。	・保育所や幼稚園、他の児童発達支援事業所などと併用している園児については、併用先との情報共有を図るための支援会議を開催したり、就学に向けた移行支援会議に参加したりして、情報連携をすすめる。
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	8	0	・東部医療センターのOT・STや外部STの助言を受け、職員間で情報共有し資質の向上を図っている。	・毎月囁託医やST・OTと連携し、発達相談や子どもの支援への助言を受けながら、保護者支援とより専門的な支援の確保に努める。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	1	7	・新型コロナが5類移行になってからもなかなか交流できない。	・令和6年度は、新型コロナウイルス感染症もある程度落ち着いてきたことから、法吉保育所との交流を再開することとする。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	1	7		・必要に応じて必要な会議に参加する。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	8	0	・送迎時や連絡ノートを通して情報共有をしている。	・送迎時や連絡ノートにより保護者との共通理解を図るように努める。 ・子どもの発達について、担任や主任・園長が相談を受けることができるようにし、保護者にそのことを周知する。
31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	3	5		・当面、ふじのみ園としてペアレントとトレーニングは実施せず、松江市発達・教育相談支援センター「エス」が実施している、ペアトレ「のべのべ教室」についての周知を図る。	
保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	8	0		・新規利用者に対して、運営規定や利用者負担等についてより丁寧な説明を心がける。
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	8	0		・個別支援計画の作成に当たっては、園児の実態の捉えを丁寧に説明し、支援目標や支援内容をできるだけ具体的にすることで保護者にわかりやすい計画説明をし、同意を得たうえで支援を実施する。
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	8	0		・送迎時や連絡ノートにより保護者との共通理解を図るように努める。 ・子どもの発達について、担任や主任・園長が相談を受けることができるようにし、保護者にそのことを周知する。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	8	0		・保護者会が実施する茶話会や保護者会に園長も出席することで、保護者会との連携を密にする。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	8	0	・保護者から相談があった際は、保育者が相談を聞いて一緒に考えるようにしている。	・子どもの発達について、担任や主任・園長が相談を受けることができるようにし、保護者にそのことを周知する。
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	8	0	・園だより、ホームページ、youtubeの配信を通して発信している。	・引き続き、園だより、ホームページ、youtubeの動画配信を通してふじのみ園での園児の様子をわかりやすく伝えるように努める。
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	8	0		・個人情報の取扱いについては、事前の同意を得ているが、その都度口頭での同意も取りながら取り扱うこととする。
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	8	0	・視覚支援を取り入れたり連絡事項をわかりやすく端的に記したメモを使ったりするなど心がけている。	・保護者への情報伝達については、文書・メール・連絡帳・口頭連絡等複数の方法で確実に伝わるように努める。
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	4	4	・学生ボランティアに行事に参加してもらっている。	・地域住民の行事参加については、新型コロナウイルスの状況をみながら検討をすすめる。

非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	8	0		・緊急時対応や感染症の対応などについてお便りやホームページにより保護者への周知を図る。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	8	0		・火災・地震・原子力災害などの災害時に備えて、年間最低3回は避難訓練を実施する。また、訓練の様子については、保護者に周知を図る。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	8	0	・入園児に健康チェック表や児童簿に記入してもらったり、個別面談時や個人ノートで情報の確認を行っている。	・保護者面談を通し、服薬やてんかん発作の対応等、具体的に確認する。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	7	1		・食物アレルギーについては、保護者に医療受診をすすめ、指示書をとった上で、それに基づいて対応するよう努める。
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	8	0		・ヒヤリハットの事例について、職員研修を実施する。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	8	0		・虐待防止のため、虐待防止委員会を必ず開催し、その内容を職員に周知するとともに、虐待防止に関する職員研修を実施する。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	8	0		・身体拘束適正化委指針を作成しているので、それに基づいて身体拘束適正化委員会を必ず1回以上開催し、その内容を職員に周知するとともに、身体拘束適正化のための職員研修を実施する。